

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年1月13日（平成29年（行情）諮問第13号）

答申日：平成29年3月9日（平成28年度（行情）答申第790号）

事件名：平成28年度「幹部職員名簿」（特定刑事施設）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成28年度「幹部職員名簿」（特定刑事施設A）（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月23日付け仙管発第1065号により仙台矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

平成28年9月23日付け、仙管発第1065号の行政文書不開示決定を取り消す。

平成28年9月23日付け、行政文書不開示決定通知書により、「平成28年度 幹部職員名簿特定刑事施設A」の行政文書は作成されていないとして、不開示とされたが、文書の探索、特定の結果、上記文書の名称で作成されているとの通知があり、その後何もなしに不開示決定は不当であり、その取消しを求める。

（2）意見書

ア 本件は、平成27年度まで勤務していた処遇部門担当首席が行政文書開示請求はコピーで証明書がなく、受刑中であれば偽造が可能であり、実際管理しているのは刑事施設であり、開示審査をしている管区ではないので、嘘をついて文書がない等と報告すればわからないといわれ、その後、行政文書が開示され、幹部職員名簿等が虚偽である可能性があるため、異動した勤務先を調査していたものである。

なお、上記虚偽の件は、法務省法務大臣宛てに告発状として簡易書留で送付している。返答は現在までない。

イ 本件決定までの経緯等について

- (ア) 平成28年6月8日受付の行政文書開示請求書（添付1 添付略）
- (イ) 平成28年6月23日付けの求補正書（添付2 添付略）
- (ウ) 平成28年7月6日受付の回答書（添付3 添付略）
- (エ) 平成28年7月7日付け連絡文書及び同21日受付の回答書（添付4 添付略）
- (オ) 平成28年7月19日付け仙管発第769号にての法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用した通知書（添付5 添付略）
- (カ) 平成28年9月23日付け仙管発第1065号不開示決定通知書（添付6 添付略）

ウ 本件対象文書について

- (ア) 処分庁から前記イ（イ）の求補正書が送付され、合致する文書又は不存在についての情報提供及び回答書を送付するよう連絡を受け、前記イ（ウ）にて請求する旨の意思表示をした。
- (イ) 行政文書開示手続では、行政文書を特定、存在する又は存在しない等が確認されてから、受理されるものであり、前記イ（オ）でも受理し、理由に開示又は不開示の判断に日数を要することから記載されている。
- (ウ) 諮問庁が説明する実地監査に関する資料が未作成であれば、情報提供の間違いであり、参観等に係る資料ということと法22条の規定に基づき説明すべきであり、このような事にならなかったと思料される。

エ 文書の送達について

- (ア) 処分庁は作成されていないことが判明したとして、連絡文書を送付したとしているが、現在まで送付されてきていない事から通知を受けたことはない。
- (イ) 上記に係る送付は、普通郵便で行われるものであり、法務省本省のように特定記録郵便等の郵便（添付7 添付略）で送付されてくるものではない事から、処分等の決定をするものとしては、取り扱いが粗末であり、郵便事故で送付されなかったものと思料され、当方には何の落ち度もないことである。

オ 以上の事から、現在まで求補正書の送付を受けた事実はなく処分庁から、文書が特定され指示通りの手数料を納付していることから、処分庁の事務手続の誤りであり、現在は作成されていることから、その文書の開示等の処理をすれば一の行政文書として手数料の未納も作成されていないとしたことについても解決できること、また、作成されているとの情報提供をしていること及び不開示決定書等の理由などの

事務手続の誤りを繰り返す処分庁に慎重さが欠けてできたものであり、当方には責任がなく不当であり、結論として取り消すことを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が仙台矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により開示請求した、平成28年度「幹部職員名簿」（特定刑事施設A）（本件対象文書）について、処分庁が、行政文書不開示決定通知書をもって、当該開示請求に係る行政文書は、作成されていないためとして、不開示とする決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件対象文書を作成しているはずであるとして、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。
- 2 原処分までの経緯等について
本件開示請求から原処分までの経緯等については、以下のとおりである。
 - (1) 平成28年6月8日受付で、審査請求人から処分庁宛てに、行政文書開示請求書及び600円分の開示請求手数料の送付があり、当該開示請求書には請求する行政文書の名称等として、別紙の1の(1)ないし(6)のとおり記載されていた。
 - (2) 処分庁は、同月23日付け求補正書により、請求に合致すると思料される文書の名称及び開示請求手数料の算出においては、法施行令13条2項1号の規定に基づき、一の行政文書ファイルにまとめられた行政文書を1件の行政文書とみなすことについて、情報提供した。
 - (3) これに対し、審査請求人から、同年7月6日受付で、3600円分の開示請求手数料が同封された回答書が送付され、加えて、同月7日付け連絡文書及び同月21日受付回答書により確認したところ、審査請求人からは、別紙の2の(1)ないし(5)に掲げる文書14件（別紙の2の(1)ア及びイで1件、(1)ウで1件、(2)ア及びイで1件、(2)ウで1件、(2)エで1件、(3)ア及びイで1件、(4)ア及びイで1件、(5)アないしキで各1件。以下、併せて「本件特定文書」という。）について開示請求するとの意思表示がなされた。
 - (4) 処分庁は、上記意思表示に基づき文書を探索した結果、同月25日の時点において、本件対象文書（別紙の2の(1)ア）については作成されていないことが判明したため、同日付け連絡文書により、本件対象文書が作成されていないこと及び本件対象文書について請求を維持した場合、新たに1件分の開示請求手数料が必要となる上、文書不存在による不開示決定がなされることが予想されることを情報提供するとともに、当該請求を維持するか否か、審査請求人の意思確認を求めたものの、審査請求人から特段の回答が得られなかったことから、同年8月10日付け及び同年9月1日付け求補正書により、請求を維持するのであれば、新たに開示請求手数料1件分を納付するよう求めたが、審査請求人から

は特段の回答を得られなかった。

- (5) 処分庁は、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用した上で、同年9月23日付け行政文書開示決定通知書をもって、本件特定文書のうちの相当の部分として、別紙の2の(1)イ及びウ、(2)アないしウ、(3)ア及びイ並びに(5)アないしエ及びキ(合計10件分)について、一部開示決定を行った。
- (6) 処分庁は、上記(4)のとおり、本件対象文書について、審査請求人から請求を維持するか否かに係る意思表示がなされなかったこと及び不足する開示請求手数料1件分の追納がなされなかったことから、同日付け行政文書不開示決定通知書をもって、本件対象文書について不開示とする決定を行ったが、不開示とした理由について、開示請求手数料の未納とすべきところ、文書不存在を理由とした。

3 本件対象文書の保有の有無について

特定刑事施設Aでは、幹部職員名簿及び組織図は、法務省矯正局又は仙台矯正管区の職員により行われる、実地監査における必要書類として作成されるものであり、また、組織図は、各種視察や参観等の際に施設の運営状況等を説明するための資料として作成されることもあるところ、開示請求の時点において、平成28年度の特定刑事施設Aに係る実地監査は未実施であり、実地監査に関する幹部職員名簿及び組織図についても未作成であったことから、各種視察や参観等に係る資料として作成された組織図を、別紙の2の(1)イに該当する文書として特定した。また、念のため、特定刑事施設A内の文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ内を探索したが、本件対象文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

したがって、開示請求の時点において、本件対象文書を作成又は保有していないことに不自然、不合理な点はない。

- 4 以上のことから、開示請求の時点において、本件対象文書を作成している事実は認められず、また、開示請求書に形式上の不備(開示請求手数料の未納)があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、当該期間を経過しても補正されなかったことから、不開示とした理由について、「当該開示請求に係る行政文書は、作成されていないため。」とした誤りは認められるものの、原処分は、結論として妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年1月13日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月14日 | 審議 |
| ④ 同月15日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同月23日 | 審議 |

⑥ 同年3月7日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、平成28年度「幹部職員名簿」（特定刑事施設A）（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書は作成しておらず保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、処分庁から本件対象文書が作成されているとの通知があったなどとして、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、開示請求の時点において、本件対象文書を作成している事実は認められず、また、形式上の不備（開示請求手数料の未納）があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、当該期間を経過しても補正されなかったことから、不開示とした理由に誤りは認められるものの、原処分は、結論として妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 求補正の経緯等について

諮問書に添付された資料及び上記第3の諮問庁の説明によると、本件開示請求に係る求補正の経緯等は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 平成28年6月8日受付で、審査請求人から処分庁宛てに、行政文書開示請求書及び600円分の開示請求手数料の送付があり、当該開示請求書には、請求する行政文書の名称等として、別紙の1の(1)ないし(6)のとおり記載されていた。
- (2) 処分庁は、審査請求人に対し、平成28年6月23日付け求補正書により、請求に合致すると思料される文書の名称と、開示請求手数料の算出に当たっては、法施行令13条2項1号の規定に基づき、一の行政文書ファイルにまとめられた行政文書を1件の行政文書とみなすことについて、情報提供をした。
- (3) これに対し、審査請求人は、3600円分の開示請求手数料を同封した平成28年7月6日受付の回答書を処分庁に送付したのに加えて、同月7日付け連絡文書による処分庁からの確認に対する同月21日受付の回答書により、別紙の2の(1)ないし(5)に掲げる文書14件（別紙の2の(1)ア及びイで1件、(1)ウで1件、(2)ア及びイで1件、(2)ウで1件、(2)エで1件、(3)ア及びイで1件、(4)ア及びイで1件、(5)アないしキで各1件）（本件特定文書）について開示請求する旨の意思表示をした。
- (4) 処分庁は、上記(3)の意思表示に基づき文書を探索した結果、平成28年7月25日の時点において、本件対象文書（別紙の2の(1)ア）については作成されていないことが判明したため、審査請求人に対

し、同日付け連絡文書により、本件対象文書が作成されていないことと、本件対象文書について請求を維持した場合、新たに1件分の開示請求手数料が必要となる上、文書不存在による不開示決定がなされることが予想される旨の情報提供をするとともに、当該請求を維持するか否かの意思確認を求めた（回答期限は同年8月8日）。しかし、審査請求人から回答期限までに特段の回答がなかったことから、処分庁は、同月10日付け（回答期限は同月31日）及び同年9月1日付け（回答期限は同月15日）各求補正書により、本件対象文書について請求を維持するのであれば、新たに開示請求手数料1件分を納付するよう重ねて求めたが、回答期限までに審査請求人から特段の回答はなかった。

(5) 処分庁は、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用した上で、平成28年9月23日付け行政文書開示決定通知書をもって、本件特定文書のうちの相当の部分として、別紙の2の(1)イ及びウ、(2)アないしウ、(3)ア及びイ並びに(5)アないしエ及びキ（合計10件分）について、一部開示決定を行った。

(6) 他方、処分庁は、上記(4)のとおり、本件対象文書について、審査請求人から請求を維持するか否かの意思表示がなされず、不足する開示請求手数料1件分の追納もなされなかったことから、平成28年9月23日付け行政文書不開示決定通知書をもって、形式上の不備（開示請求手数料の未納）を理由とするのではなく、開示請求に係る文書は作成しておらず保有していないとの理由で、本件対象文書について不開示とする決定を行った。

3 諮問庁の説明の要旨

(1) 特定刑事施設Aでは、幹部職員名簿及び組織図は、法務省矯正局又は仙台矯正管区の職員により行われる、実地監査における必要書類として作成されるものであり、また、組織図は、各種視察や参観等の際に施設の運営状況等を説明するための資料として作成されることもあるところ、開示請求の時点において、平成28年度の特定刑事施設Aに係る実地監査は未実施であり、実地監査に関する幹部職員名簿及び組織図についても未作成であったことから、各種視察や参観等に係る資料として作成された組織図を、別紙の2の(1)イに該当する文書として特定した。また、念のため、特定刑事施設A内の文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ内を探索したが、本件対象文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

したがって、開示請求の時点において、本件対象文書を作成又は保有していないことに不自然、不合理な点はない。

(2) 以上のことから、開示請求の時点において、本件対象文書を作成している事実は認められず、また、開示請求に形式上の不備（開示請求手数

料の未納)があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、当該期間を経過しても補正されなかったことから、不開示とした理由について、「当該開示請求に係る行政文書は、作成されていないため。」とした誤りは認められるものの、原処分は、結論として妥当である。

4 原処分の妥当性

上記3の諮問庁の説明を踏まえ、本件対象文書の保有の有無及び形式上の不備(開示請求手数料の未納)について、以下に検討する。

(1) 本件対象文書の保有の有無について

ア 審査請求人は、処分庁から、文書の探索、特定の結果、本件対象文書が作成されている旨の通知があり、その後何もなしに不開示決定をするのは不当であるなどと主張することから、まず、この点につき検討する。

イ 当審査会において、諮問書に添付されている平成28年6月23日付け求補正書を確認したところ、同求補正書には、本件開示請求に係る請求文書の一部に合致すると思われる文書として、特定刑事施設Aの平成24年度ないし平成28年度の「幹部職員名簿」及び「組織図」(計10項目)が列挙され、請求件数は5件となる旨の記載があると認められるが、この時点において、審査請求人に対し、本件対象文書である平成28年度の特定刑事施設Aの「幹部職員名簿」が不存在である旨の情報提供がなされたことをうかがわせる記載は見当たらない。

ウ しかし、当審査会において、諮問書に添付されている平成28年7月25日付け連絡文書(「行政文書開示請求書について(意思確認)」と題する書面)を確認したところ、同連絡文書には、上記2(4)の同連絡文書の内容のとおり記載があると認められることから、これにより、処分庁から審査請求人に対し、本件対象文書が不存在である旨の情報提供がなされたものと認められる。

さらに、上記の意思確認に対して審査請求人から回答がなかったことから、処分庁は、審査請求人に対し、上記2(4)のとおり同年8月10日付け及び同年9月1日付け各求補正書を送付しているところ、当審査会において諮問書に添付されている上記各求補正書を確認したところ、これらの求補正書には、それぞれ回答期限が明示された上で、①本件対象文書については、文書を探索した結果、作成されておらず、開示請求を維持した場合、開示請求手数料1件分を使用し、文書不存在で不開示決定がなされるものと思料するので、請求を維持するのか回答願う旨、及び、②請求を維持する場合は不足分の開示請求手数料を送付願う旨の記載があると認められることから、処分庁から審査請求人に対し、上記①及び②のとおり情報

提供がなされていると認められる。

なお、この点につき、審査請求人は、本件対象文書が作成されていないことが判明した旨の連絡文書は送付されておらず、そのような通知を受けたことはない旨主張するが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、関係する記録を確認した結果、同年7月25日付け連絡文書、同年8月10日付け及び同年9月1日付け各求補正書は、いずれも審査請求人に交付されているとのことであり、これを覆すに足りる事情はないことから、上記の審査請求人の主張は採用できない。

エ 他方、本件対象文書の保有の有無について、改めて当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであり、これを覆すに足りる事情はない。

(ア) 特定刑事施設Aの「幹部職員名簿」（「組織図」に記載されている部署等の幹部職員の氏名等が記載された名簿）は、特定刑事施設Aの「組織図」とともに、法務省矯正局又は仙台矯正管区の職員により行われる実地監査のための必要書類（以下「監査資料」という。）として作成されるものであるが、本件開示請求の時点（平成28年6月5日）においては、平成28年度の実地監査はまだ実施されておらず、そのため、当該年度の特定刑事施設Aの「幹部職員名簿」（本件対象文書）も作成されていなかった。

(イ) しかし、諮問後、改めて処分庁に本件対象文書の探索を行わせたところ、原処分が行われた平成28年9月23日より前の同年8月23日に、平成28年度の監査資料が作成されており、その中には、当該年度の特定刑事施設Aの「組織図」（別紙の2の(1)イに該当する文書として特定された組織図は、上記3(1)のとおり、もともと各種視察や参観等の際に施設の運営状況等を説明するための資料として作成されたものである。）とともに、当該年度の特定刑事施設Aの「幹部職員名簿」（本件対象文書）も作成され、一緒に収録されていたことが判明した。

(ウ) なお、諮問後、改めて処分庁に特定刑事施設A内の執務室、共用ドライブ及び書庫を探索させたところ、上記(イ)の文書の外、本件対象文書に該当するものは存在しなかった。

オ そこで検討すると、諮問後、上記エ(イ)のような事実が判明したことについては、原処分時及び諮問時の文書探索等が必ずしも十分でなかったといわざるを得ないが、他方で、文書の存否の判断につき、開示請求の時点を基準に考えると、本件開示請求の時点で作成されておらず処分庁が保有していなかった、上記エ(イ)の平成28年度の特定刑事施設Aの「幹部職員名簿」について、原処分において本件開

示請求の対象として特定すべきであったとまではいえない。

(2) 形式上の不備（開示請求手数料の未納）について

ア 諮問庁は、上記3(2)のとおり、本件対象文書に係る開示請求については、形式上の不備（開示請求手数料の未納）を理由に不開示決定をすべきであったという趣旨の説明をしている。この点、本件開示請求に係る求補正の経緯等は上記(1)のとおりであり、その手続に特段の問題があるとは認められないから、このような求補正の経緯等を踏まえて、本件対象文書に係る開示請求について、開示請求手数料未納の形式上の不備があるとする諮問庁の判断の妥当性について、以下に検討する。

イ まず、本件対象文書に係る開示請求の手数料算出に関する考え方につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりである。

(ア) 平成24年度から平成27年度までの特定刑事施設Aの「組織図」及び「幹部職員名簿」については、各年度に実施される実地監査用の監査資料中に一括して収録されているものであり、このような監査資料は、年度ごとに「大分類：庶務 中分類：監査 小分類：監査 保存期間：5年」の行政文書ファイルに保存されている。

そのため、平成28年6月23日付け求補正書においては、平成28年度の特定刑事施設Aの「組織図」及び「幹部職員名簿」についても、それらが作成されていれば同一の行政文書ファイルに保存されるものであり、そうであれば、これらは法施行令13条2項1号の「一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書」に該当すると考え、併せて1件の開示請求として扱った。

(イ) しかし、その後、処分庁において文書を探索した結果、開示請求の時点（平成28年6月8日）において、同年5月25日に、各種視察や参観等の際に施設の運営状況等を説明するための資料として平成28年度の特定刑事施設Aの組織図（以下「施設概況の組織図」という。）が作成されていて、「大分類：庶務 中分類：資料 小分類：施設概況 保存期間：5年」の行政文書ファイルに保存されていたことが判明した。そして、この「施設概況の組織図」は、記載されている内容が監査資料中に収録される「組織図」とほぼ同じで、文字の大きさやレイアウト等が異なるだけのものではなかったことから、この「施設概況の組織図」を、平成28年度の特定刑事施設Aの「組織図」として特定した。他方、特定刑事施設Aに対する平成28年度の実地監査は実施されていなかったため、当該年度の特定刑事施設Aの「幹部職員名簿」については、開示請求の時点において作成されておらず、他に同内容の行政文書も存在しなかった。

(ウ) そもそも、平成28年度の特定刑事施設Aの「幹部職員名簿」については、本件開示請求の時点においては作成されておらず、存在しなかったのであるから、同時点において作成されていて、平成28年の特定刑事施設Aの「組織図」とほぼ同じの内容のものとして開示済みの「施設概況の組織図」との関係で、法施行令13条2項2号の「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に当たるとみる余地はなく、したがって、本件対象文書に係る開示請求を維持するのであれば、更に1件分の開示請求手数料を納付する必要がある。

ウ そこで検討するに、諮問庁から、平成24年度から平成27年度までの特定刑事施設Aの監査資料の提示を受けて、その中に収録された「組織図」及び「幹部職員名簿」を当審査会において確認したところ、平成24年度から平成27年度までの特定刑事施設Aの「組織図」及び「幹部職員名簿」については、いずれも実地監査に必要な資料として作成され、当該年度の監査資料という一つの文書に収録されていると認められる。そうすると、このような実情を前提に考えると、本件開示請求の時点においても、平成28年度内に実施されることが確実な特定刑事施設Aに対する実地監査に際しては、従前と同様、特定刑事施設Aの「組織図」及び「幹部職員名簿」が作成されて、同年度の監査資料と一緒に収録されるはずであったとみることができる。

エ 以上を踏まえると、本件対象文書である平成28年度の特定刑事施設Aの「幹部職員名簿」については、本件開示請求の時点では作成されていなかったものの、同年度内に実施されることが確実な特定刑事施設Aに対する実地監査に際しては、必ず作成され、かつ、同年度の特定刑事施設Aの「組織図」とともに同年度の監査資料として収録されることが見込まれるというのであるから（実際にも、原処分時には、上記の「幹部職員名簿」が作成されて、「組織図」とともに、同年度の監査資料として収録されていた。）、開示済みである同年度の特定刑事施設Aの「施設概況の組織図」が、同年度の監査資料として収録される予定の特定刑事施設Aの「組織図」に代わるものとして開示されたとうかがわれることも併せ考えると、本件対象文書と「施設概況の組織図」とは、法施行令13条2項2号の「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に該当する1件の行政文書と取り扱うのが妥当であると認められるから、本件対象文書につき、別途1件分の開示請求手数料を徴収することは相当ではない。

そうすると、諮問庁が、本件対象文書に係る開示請求については、形式上の不備（開示請求手数料の未納）を理由に不開示決定をすべきであったとしていることについては、首肯することができない。

(3) 小括

以上のとおり，本件開示請求につき，形式上の不備（開示請求手数料の未納）があったとする諮問庁の説明を首肯することはできないが，一般に開示請求の対象となる文書は，当該開示請求の時点において存在する文書であると解され，本件開示請求の時点で，仙台矯正管区において本件対象文書を保有していたとは認められないのであるから，結局，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした原処分は妥当である。

5 付言

本件においては，原処分時（平成28年9月23日）には本件対象文書が既に作成されており，処分庁において探索を尽くしていれば，そのことを確認し得たと考えられるのであるから，処分庁としては，原処分を行う前に，十分な探索を行い，審査請求人に対し，本件対象文書が作成されている旨の情報提供をすべきであったと思われるので，改めて，審査請求人に対し，その旨の情報提供を行うなど，適切な対応を行うことが望まれる。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定について，諮問庁が，開示請求に形式上の不備（開示請求手数料の未納）があることから，不開示とした理由について誤りが認められるとしていることについては，開示請求手数料の未納という形式上の不備があるとは認められず，妥当ではないが，開示請求の時点で仙台矯正管区において本件対象文書を保有していたとは認められないので，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件開示請求

(1) 特定刑事施設A保有文書

- ア 平成24年度，平成25年度，平成26年度，平成27年度，平成28年度作成 幹部職員名簿，組織図 全部
- イ 現在適用している，処遇担当，首席矯正処遇官管轄業務の主任の人数，係の名称記載文書 全部

(2) 特定刑事施設B保有文書

- ア 平成24年度，平成25年度，平成26年度，平成27年度，平成28年度 作成 幹部職員名簿，組織図 全部
- イ 平成28年4月分，書籍取扱い指定業者から受刑者が購入の為注文した，書籍名，出版社 作者名が記載された（雑誌・一般図書）取扱い業者に発注した，発注表に該当文書 全部
- ウ 平成28年4月分，書籍取扱い指定業者から受刑者が購入した書籍（雑誌・一般図書）の書籍取扱い指定業者から取得した納品書に該当する文書，全部

(3) 特定刑事施設C保有文書

- ア 平成24年度，平成25年度，平成26年度，平成27年度，平成28年度 作成 幹部職員名簿，組織図 全部
- イ 被収容者用の放送設備に係る取得，維持管理使用時の取扱方法，注意事項，電気設備図面，入札参加業者に交付した仕様書に該当する文書 全部（現在使用しているもの）
- ウ 事業所用放送設備 若しくはそれに該当する機器で，スピーカーの無いところから電波で報送可能な機能を有する設備の名称，保有年月日，メーカー，型式，値段の記載文書全部

(4) 特定刑事施設D，特定刑事施設E保有文書

- ア 平成24年度，平成25年度，平成26年度，平成27年度，平成28年度 作成 幹部職員名簿，組織図 全部

(5) 仙台矯正管区 保有文書（現在適用しているもの）

- ア 矯正管区組織規則 全部
- イ 審査申請の裁決書を紛失等の理由で，再度交付を受ける手続を定めた文書 全部

(6) 特定刑事施設Fの保有文書

- ア 平成28年度，平成22年度，平成23年度 幹部職員名簿 全部
- イ 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第6条3項に該当する平成23年度，平成24年度，平成25年度，平成26年度，平成27年度，平成28年度の文書全部

- ウ 平成28年度「特定刑事施設F視察委員会の意見に対する措置等報告書」全部
- エ 現在使用している，被収容者用の放送設備（事業所用放送設備）に係る取得，維持管理，使用時の取扱い方法，注意事項，入札参加業者に交付した仕様書，電気設備工事竣工図，施工業者 記載文書
- オ 被収容者の書信事務の処理についてに該当する文書（現在使用しているもの）
- カ 平成28年3月3日から同6月6日迄の所内例規全部
- キ 受刑者が使用するノートの取扱い手続についてに該当する文書全部（現在使用しているもの）
- ク 受刑者が各種申請，手続をする際に記載する願せん及びその記載方法の見本に該当する文書 全部（現在使用しているもの）

2 処分庁が特定した文書（本件特定文書）

（1）特定刑事施設A

- ア 平成28年度「幹部職員名簿」
- イ 平成28年度「組織図」
- ウ 特定年月日付け所長指示第32号「処遇部門の組織の改編について」

（2）特定刑事施設B

- ア 平成28年度「幹部職員名簿」
- イ 平成28年度「組織図」
- ウ 平成28年4月分書籍発注表
- エ 平成28年4月分納品書

（3）特定刑事施設D

- ア 平成28年度「幹部職員名簿」
- イ 平成28年度「組織図」

（4）特定刑事施設E

- ア 平成28年度「幹部職員名簿」
- イ 平成28年度「組織図」

（5）特定刑事施設F

- ア 平成12年度「物品管理簿」（多重放映制御装置部分のみ）
- イ 平成21年度「物品管理簿」（多重放映制御装置部分のみ）
- ウ 平成23年度「物品管理簿」（自動放送装置一式部分のみ）
- エ 特定年月日付け発議「多重放映制御システムの仕様について」
- オ 平成28年3月3日から同6月6日までの所内例規全部
- カ 特定年月日付け所長指示第78号「被収容者の「ノート取扱要領」の制定について」
- キ 平成28年度「幹部職員名簿」